

✦ リスク管理債権の引当・保全状況 (2019年3月31日現在)

当金庫の今期におけるリスク管理債権のうち、破綻先債権及び延滞債権の合計額は次の通り1,039百万円(ア)です。このうち、担保及び保証で516百万円(イ)が保全され、さらに個別貸倒引当金として439百万円(ウ)がすでに決算経理上費用計上されていますので、破綻先・延滞先の実質リスク債権額は83百万円((ア)-(イ)-(ウ))です。

この他、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は23百万円(エ)です。このうち担保及び保証で13百万円(オ)が保全され、さらに一般貸倒引当金として9百万円(カ)が計上されております。3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の実質リスク債権額はございません。((エ)-(オ)-(カ))です。

上記の通り今年度のリスク管理債権総額は1,062百万円(キ) (融資総額の1.67%)、実質リスク管理債権総額は83百万円((キ)-(ク)-(ケ)) (融資総額の0.13%)となっております。

今年度は資産内容の健全性を維持するため、不良債権の処理を重点課題とし「金融検査マニュアル」に準拠した規定・基準を整備し、将来の信用リスクに備えております。

当金庫の資産内容は健全性を維持しており経営上全く問題ありません。

当金庫は融資業務の安全性、公共性重視の観点を維持し、今後も皆様にご安心、ご信頼してお取引をいただけるよう、融資の基本原則に沿った厳正な審査とリスク管理を徹底して経営の健全性維持のため全力で取り組みます。

(単位:百万円)

区 分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B+C)/A	
破 綻 先 債 権	2017年度	20	16	100.00%	
	2018年度	31	24	100.00%	
延 滞 債 権	2017年度	885	391	90.71%	
	2018年度	1,007	492	91.75%	
破綻先・延滞債権小計	2017年度	906	407	90.93%	
	2018年度	(ア) 1,039	(イ) 516	(ウ) 439	92.00%
3ヵ月以上延滞債権	2017年度	—	—	—	
	2018年度	—	—	—	
貸出条件緩和債権	2017年度	—	—	—	
	2018年度	23	13	9	100.00%
3ヵ月以上延滞債権・ 貸出条件緩和債権小計	2017年度	—	—	—	
	2018年度	(エ) 23	(オ) 13	(カ) 9	100.00%
合 計	2017年度	906	407	416	90.93%
	2018年度	(キ) 1,062	(ク) 530	(ケ) 448	92.18%

(注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(未取利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未取利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。